

入札説明書（黒滝村公告第11-2号分）

上記公告の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に掲げる条件及び次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札公告第4及に定める一般競争入札参加資格確認申請書を提出し競争入札参加資格の確認（事前審査）を受けた者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条又は第15条の規定による入札公告第2の表中2の「登録業種工事」といいます。）の建設業の許可を受け、令和6・7年度黒滝村建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 競争入札参加表明書提出日から入札執行日及び落札者決定日までの間において、奈良県及び黒滝村の入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかったものとみなします。
- (8) 黒滝村内に本店又は営業所等を有する者又は黒滝村に納税・納付義務を有する者（法人の代表者個人も含む）にあつては、競争入札参加表明書提出日において黒滝村税及び黒滝村使用料を滞納※していない者。

※滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納していない場合を指します。

2 一般競争入札参加資格確認申請に関する事項（事前審査）

- (1) 当該入札に参加しようとする者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者に一般競争入

札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出を求めます。

（2）作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。申請書の提出は電子メール（要押印、到着確認の電話をしてください。データ転送サービス等の利用も可とします。）によって行うものとし、入札執行者の指定する期日までに到達しなければなりません。期限後に到着した表明書については無効となります。また、その作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とします。また、提出がなされた申請書は返却しないものとします。

（3）申請書は、下記の一般競争入札参加資格確認申請書及び指定した入札参加資格等確認資料等を添えて、入札執行者の指定する期日までに到達しなければなりません。期限後に到着した表明書については無効となります。

（3）一般競争入札参加資格確認申請は、様式第1号により作成して下さい。

①建設業の許可の状況及び格付けを別紙1に記入の上、特定建設業許可書又は建設業許可書の写しを添付してください。

経営事項審査結果を示す書面（総合評定値通知書の写し）を添付してください。

②設計業務受託者との関係、地方自治法施行令第167条の4に規定する事項及びその他競争入札に参加する資格要件への該当の有無を記載した書面を別紙2により作成してください。

③配置予定技術者に関する条件で、該当者を別紙3に記入の上、技術者の資格を証する書面の写し、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。また、配置予定の技術者として、複数名の候補技術者をもって確認を受けたい場合は、複数名分の別紙3の書類を作成し提出することができます。なお、本競争の申請書において配置予定とする技術者を、重複して他の工事（契約者となる者が黒滝村長である場合に限らない。以下同じ。）の配置予定技術者として別に同様の申請をした本競争入札の参加希望者が、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは本競争入札に参加し落札してはならず、直ちに当該申請書の取り下げを申し出てください。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合は、指名停止等の措置を行う場合があります。ただし、本村発注案件において、開札が同日中に行われる複数の一般競争入札に入札参加した場合は、先に開札があり落札した工事に技術者を優先配置しなければならず、後に開札する入札案件と配置予定技術者が重複している場合は、後の入札案件については、自動的に入札参加資格を失うものとします。なお、資格確認時点で現に施工中の工事の専任配置技術者のみをもって配置予定の技術者として申請することはできません。（請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、専任の監理技術者を配置しなければなりません。）

監理技術者又は主任技術者としての元請の工事経歴については、過去15年以内に竣工した登録業種にかかる工事の従事実績1件について記入し、従事経験が証明できる書類（CORINSの竣工登録工事カルテ受領書の写し又は契約書・施工計画書・現場組織図等の写し）を添付してください。

④現場代理人に関する条件で、該当者を別紙4に記入の上、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

⑤モラルに対する決意を遵守する誓約を、別紙5に記載し、押印してください。

（3）一般競争入札参加資格確認申請書の取り扱いについて

①提出された競争入札参加資格確認申請書及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に提

出者に無断で使用しません。

②提出された競争入札参加資格確認申請書及び添付資料等は返却しません。

③競争入札参加資格確認申請書及び添付書類等の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内にあっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

④確認申請書に虚偽の記載をした場合、資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を行うことができます。

(4) 入札参加資格の有無の確認

①入札執行者は、提出者に明らかに入札参加資格がないと認める場合を除き、確認申請書を受理します。

②確認申請書を受理したときは、入札執行者は確認申請書及び確認資料等に基づき審査を行い、黒滝村入札・契約審査会に諮り審議を経た上で、当該提出者について入札参加資格の有無、並びに入札参加資格がないと認めた場合はその理由について確認を行います。

③前項による確認の結果、提出者に入札参加資格があると認める場合は、入札参加者として決定し、すみやかに入札参加資格適格通知にて通知し、入札書等の提出を求めます。

④前項による確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、当該落札候補者は失格とし、その入札は無効とし、入札参加資格不適格通知書により通知し、その場合は、本入札に参加することはできません。異議あるときは、その理由について入札執行者に説明を求めることができます。その際は、入札公告に定める請求期限までに、書面にて理由の説明請求を行ってください。

⑤前項の規定により説明を求められたときは、入札執行者は請求書を受理した日の翌日から起算して3日以内（その末日が休日に当たるときは、その翌開庁日まで）に入札参加資格に係る理由説明書（様式8号）により回答します。

(5) 申請書を提出しない者又は、入札参加資格がない者については、当該競争入札には参加を認めません。

(6) 入札参加資格審査後、事情により入札を辞退する場合には、開札までに辞退届（様式第6号）により、9（1）の窓口まで郵送又は持参により届け出てください。

3 入札方法等

(1) 入札者は、黒滝村契約規則（平成27年1月30日規則第1号。以下「契約規則」という。）第5条に規定する入札書（様式①）に必要事項を記入し、記名押印の上封書に入れ、入札金額見積内訳書（様式2号）を同封の上封かん及び封印し、書留郵便（簡易書留又は一般書留のどちらか）により郵送してください。

(2) 入札書を郵送する封筒は入札者心得を参考に作成し、表面には「入札書」と朱書きし、裏面には工事（業務）名、工事（業務）場所、開札日時、入札者の住所及び商号又は名称、代表者職名及び氏名、電話番号、並びに担当者名を記載するものとします。

(3) 入札書の郵送に要する費用は入札者の負担とします。

(4) 入札書は、入札執行者が指定する入札書到達期限（以下「到達期限」という。）までに黒滝郵便局に到達しなければならないが、到達期限までに到達しなかった場合は、入札を棄権したものとみなします。（入札書は、入札開札日の直前に黒滝郵便局から入札開札場所へ送達されます。）

- (5) 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回（辞退する場合を除く。）をすることができません。
- (6) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。
- (7) 別紙の入札者心得を確認の上、入札無効となる誤脱等がないように注意してください。
- (8) 開札の立会については、当該入札に係る事業担当課及び入札担当課以外の職員1名を開札の立会人として選定し、開札に際し立会します。
- (9) 入札の開札は、入札執行者、開札事務従事職員及び前条により選定した開札立会人により執行し、入札者は原則として1業者につき1名が開札を行う場所に入場し見学することができます。

4 落札者の決定

- 1 入札執行者は、次により落札者決定を行うものとする。
 - (1) 落札者は、入札書比較価格以内（最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者とする。
 - (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額とする。
 - (3) 落札者が決定した場合は、落札者及び落札価格を開札立会人に発表し、入札の終了を宣言するものとする。
- 2 落札者に対しては、直ちに入札書を郵送する封筒に記載された電話番号に電話し、落札の旨を連絡するものとし、入札結果については、入札執行要綱第27条の規定するところにより公表を行うものとする。（他の入札参加者にも同様に電話連絡を行う。）
- 3 入札執行回数は1回とし、落札候補者となるべき者がいない時は入札の打ち切りを宣言するものとする。
- 4 郵便入札において、開札の結果、有効で落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合、落札決定を保留した上で、すぐに黒滝村郵便入札におけるくじによる抽選実施要領（令和6年要領第2号）により落札候補者を決定します。

5 入札中止条件

- ①入札手続き執行中、又は、入札時において、原則として入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札を中止するものとする。
- ②入札の結果、落札となるべき者がいない場合は、入札不調とし、入札を打ち切ります。
- ③その他、入札執行者が適正な競争入札の執行ができないと認められる場合は、入札を延期し、中止又は取り消すことができます。

6 入札についての注意事項

別紙の「入札者心得」をもって注意事項とさせていただきます。（特に入札書封筒への必要記載事項の誤脱による入札無効が発生していますので、ご注意ください。ダウンロードされた様式内の「参考様式（入札封書表面貼付分）」のファイルをご確認ください。）

7 契約の締結及び解除

- (1) 落札者は、落札決定通知の日から5日以内に契約書を提出しなければなりません。契約に当たっては事業担当課と直接協議してください。落札者は、正当な理由がないのに前記の期間内に契約書に記名押印しないときは、落札者としての権利を失います。その場合、入札に係る損害賠償（入札金額の100分の5）を納付しなければなりません。また、黒滝村建設工事等に係る入札参加資格停止措置要領による指名停止措置を行います。
- (2) 落札決定後、契約までの間に落札者が、黒滝村入札参加資格停止措置要領及び黒滝村建設工事等暴力団排除措置要綱により、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者及び入札参加対象からの排除措置要件該当者となった場合は、契約を締結しません。
- (3) 契約締結後、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除する場合があります。
- ① 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - ② 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ③ 契約者が正当な理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - ④ 契約者が契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
 - ⑤ 契約者が正当な理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑥ 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- (4) 契約締結と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- ① 契約者が保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。（保険金額は上記と同額とする。前払金保証含む。）
 - ② 過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの。
 - ③ その他、黒滝村契約規則（平成27年1月黒滝村規則第1号）第19条に定めるところによる。
- (5) この工事の契約については、黒滝村議会の議決による承認を要しますので、議決があるまでの間は仮契約（議会議決による承認を停止条件とする本契約）とし、議決による承認を得たときに契約が成立するものとします。

8 関連情報を入手するための窓口

- (1) 事後審査、設計図書等閲覧及び入札を担当する部課等の名称、所在地
- 〒638-0292
奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地
黒滝村役場 総務課 入札係宛
(電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569、MAIL kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp)

- (2) 当該説明書等に疑義がある場合は、上記の担当課に「質疑書」(様式有)により指定の期日までに電子メール(到着確認の電話をしてください。)にて説明を求めることができます。回答については、黒滝村ホームページ上で回答を行います。

(黒滝村ホームページ→<https://www.vill.kurotaki.nara.jp/>)

※質疑ない場合は、質疑書の提出は不要です。

9 その他

- (1) 上記事項の他、地方自治法、地方自治法施行令、黒滝村契約規則、黒滝村入札執行要綱、黒滝村一般競争入札執行要領、その他の法令・規則などに基づいて行います。
- (2) 入札の結果は、黒滝村建設工事等の入札契約情報の公表に関する実施要領に基づき、落札者決定の翌日から上記9(1)の窓口及び村ホームページにおいて閲覧に供します。(庁内決裁の都合上、遅れる場合があります。)
- (3) 代表者又は受任者等(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書」を必要な添付書類とともに提出してください。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

〈お願い〉

- ・黒滝村产品及び村内販売店の利用について

工事に使用する建設資材、物品、燃料等は、村内で生産・販売されるものを優先してご購入くださるようお願いいたします。